

再 評 価 書

事業名	一般国道477号四日市湯の山道路(延伸)		事業区分	道路事業	室名	道路整備室
事業概要	工期 (下段:当初)	H12年~H29年	全体事業費 (下段:当初)	7,000百万円(負担率:国5.5:県4.5:他0)		
		H12年~H24年		7,000百万円(負担率:国5.5:県4.5:他0)		
事業目的及び内容						
<p>国道477号は、三重県四日市市を起点とし、滋賀県、京都府を経て大阪府池田市へ至る202kmの幹線道路で、県内では菰野町と四日市市を連絡し、地域の東西軸を構成する道路です。現在、国道1号、東名阪自動車道四日市IC、国道306号と接続し広域ネットワークを形成しており、現道では沿道開発が進み交通量も多く、渋滞が慢性化しています。</p> <p>このため三滝川左岸にバイパス道路を計画し、東名阪自動車道四日市IC以東の5km区間については既に整備が完了しています。現在、四日市ICから新たに計画される第二名神高速道路菰野IC(仮称)を結ぶ9kmの区間を事業化し、整備を進めています。</p> <p>一方、北勢地域において第二名神高速道路や東海環状自動車道などの高速道路網の整備が進む中、当バイパス路線は、第二名神高速道路、東名阪自動車道の2つの高速道路と四日市の市街地を結び新たな広域ネットワークの構築をはかります。</p> <p>「延伸工区」は、バイパスとして現在事業化されている9kmの区間のうち、国道306号から菰野IC(仮称)までの1.9kmの区間です。</p> <p>当該工区の整備により、第二名神高速道路の菰野IC(仮称)と接続することから北勢地域の道路利用者の利便性の向上、産業の生産性の向上をはかるとともに、社会生活圏の拡大をはかり、地域の発展に大きく寄与するものと期待されています。</p> <p>なお、「延伸工区」は高速自動車国道法に基づき、国土開発幹線自動車道である第二名神高速道路の「四日市JCT~菰野IC」間の整備計画において菰野IC(仮称)への接続道路として位置づけられています。</p> <p>事業計画期間18年間(暫定2車線13年)全体事業費7,000百万円(暫定2車線3,700百万円)で計画しています。</p> <p>事業概要 道路工 1,650m、橋梁工 250m、</p>						
事業主体の再評価結果						
<p>1 再評価を行った理由 事業採択後5年間未着工であるため三重県公共事業再評価実施要綱第2条に基づき再評価を行いました。</p>						
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み 平成12年度に事業化し、平成16年度までに調査のみを実施し、未着工となっています。 平成16年度までに基礎調査を進めており、進捗は0.6%となっています。 今後、着工の準備を進めている第二名神高速道路と同調を図り、着工に向けた調査を進め、事業を促進してまいります。</p>						
<p>3 事業を巡る社会経済状況等の変化 関連事業(第二名神高速道路)の進捗 併走する第二名神高速道路は平成6年7月に当道路と同時に都市計画決定がなされ、平成10年12月に第二名神高速道路・四日市~菰野間の施行命令が出されました。平成11年12月、第二名神高速道路と併走し(仮称)菰野ICに接続する当該工区についても、地域高規格道路「整備区間」の指定を受け、翌平成12年度に事業化致しました。 しかし、平成13年度から、国で高速道路建設の見直し議論がなされ、第二名神高速道路四日市~菰野間の整備についても施行命令はでているものの未着手の状況で推移しているところです。 高速道路整備手法については、その後新直轄方式など整備手法が整理されつつあり、本年6月には、第二名神高速道路四日市~菰野間についても、暫定2車線から暫定4車線の施行命令となり、着工に向けた環境も整いつつある状況です。</p>						

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元の意向の変化等

4 - 1 費用対効果分析

費用対効果分析の結果は、

走行時間短縮便益が 3 4 7 億円

走行費用減少便益が 1 8 億円

交通事故減少便益が 5 億円

総費用が 5 1 億円となり

費用便益比は 7 . 3 と算定しています。

4 - 2 地元の意向

当該道路は、四日市インターアクセス道路整備促進期成同盟会および国道 4 7 7 号（四日市～竜王間）整備促進期成同盟会が結成されており、当該事業の早期完成を強く要望されています。

5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5 - 1 コスト縮減

他事業から発生する盛土材料の有効利用など、今後の詳細な計画策定のなかでコスト縮減に取り組んでまいります。

5 - 2 代替案

第二名神自動車道（仮称）菟野 I C の唯一のアクセス道路となること、接続する四日市湯の山道路に最短で結ぶ新設道路であり、代替案は無いと考えています。

事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第 3 条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第 5 条第 1 項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えている。